

Public Information Furubira

2015[平成27年]

広
報

ふるびら

10月号
No.479



9月6日 幼児センター 運動会
(撮影場所:みどり公園)

26年度決算 財政健全化基準をすべてクリア

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』では、町の財政状況を「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断基準を用いて町民の皆さんにお知らせすることになっていきます。今月号では26年度の決算を用いてお知らせするとともに、併せて公営企業の経営状況を表す「資金不足比率」についてもお知らせいたします。

健全化法では、比率を計算するにあたって一般会計だけでなく特別会計も合算して算出しなければいけません。仮に「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を超過した場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定して、国の管理下で財政の再生を目指さなければいけなくなりません。以下の文中では、わかりやすいように正式名ではありませんが、早期健全化基準を超過した場合を「イエローカード団体」、財政再生基準を超過した場合を「レッドカード団体」と表記します。

実質赤字比率（表1参照）

該当なし

税金や国から配分される普通交付税など毎年決まって入ってくる「通常の収入」に対する一般会計の「実質赤字」の割合を表す指標です。一般会計の収支は平成26年度も実質収支が黒字（表3参照）だったため、昨年に引き続き比率の算出には該当しませんでした。

この比率が15%を超えるとイエローカード団体、20%を超えるとレッドカード団体になります。平成26年度の場合では、仮に実質赤字が

3億600万円でイエローカード団体、4億800万円であればレッドカード団体になっていました。

表1 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の状況

	古平町の健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	平成26年度 決算	平成25年度 決算	(イエローカード)	(レッドカード)
実質赤字比率	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0	30.0
実質公債費比率	6.8	6.3	25.0	35.0
将来負担比率	45.1	47.6	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、収支が黒字のため算出されず「—」
 ※連結赤字比率の財政再生基準については、平成21年度決算までは40%以上、平成22年度決算は35%以上、平成23年度以降の決算からは30%以上となっています。

連結実質赤字比率（表1参照）

該当なし

「通常の収入」に対する全ての会計の実質赤字の割合を表す指標です。古平町には、一般会計のほか5つの特別会計があり「国民健康保険特別会計」、「後期高齢者医療特別会計」、「簡易水道事業特別会計」、「公共下水道事業特別会計」、「介護保険サービス事業特別会計」がそれに当たります。国保会計、下水道会計は一般会計から赤字補てんをして収支の均衡を図った結果により、全6会計の実質収支は黒字で、平成26年度も引き続きこの指標には該当しませんでした。

この割合が20%を超えるとイエローカード団体、30%を超えるとレッドカード団体になります。平成26年度の場合では、仮に連結実質赤字額が4億800万円でイエローカード団体、6億1,200万円でレッドカード団体になっていました。

実質公債費比率（表1参照）

6.8%

「通常の収入」に対する全ての会計の「借入金返済額」の割合を表

す指標です。借金の返済額の負担割合が多くないかチェックする指標です。

平成26年度の比率は6・8%で、昨年の6・3%に比べて0・5%増加しました。

この割合が18%を超えると新たな借り入れ（地方債の発行）の際に段階的に制限を受けることになり、25%を超えるとイエローカード団体に、35%を超えるとレッドカード団体になります。

将来負担比率（表1参照）

45・1%

「通常の収入」に対する一般会計が将来負担する実質的な負債（借入金）の残高、特別会計や一部事務組合等の借金返済に充てるための繰出金や負担金の見込額、職員の退職手当支給見込額）から積立金などを差し引いた金額の割合を表す指標です。

平成26年度の比率は45・1%で、昨年よりも借入金の残高が減ったため2・5%減少しました。

この割合が350%を超えるとイエローカード団体になります。なお、レッドカード団体にはこの比率は用いられません。

表2 平成26年度決算に基づく資金収支不足比率の状況

(単位: %)

	古平町の健全化判断比率		経営健全化基準
	平成26年度 決算	平成25年度 決算	
簡易水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	20.0

※収支が黒字のため算出されず「—」

■資金不足比率（表2参照）

該当なし

公営企業の経営状況を料金収入に対する資金不足の規模で表したものが「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、経営に問題等があると考えられます。

古平町では水道会計と下水道会計が対象になりますが、ともに資金不足が発生していないため、指標には該当しません。資金不足比率が20%を超えると、公営企業がイエローカード団体とみなされ、経営健全化計画を策定しなければいけません。

表3 平成26年度古平町各会計歳入歳出決算額

(単位: 千円)

区分	歳入 決算額 A	歳出 決算額 B	歳入歳出 差引額 C (A - B)	翌年度に 繰り越す財源 D	実質収支 E (C - D)	
一般会計	3,531,386	3,435,353	96,033	33,181	62,852	
特別会計	国民健康保険事業	247,547	247,247	300	300	0
	後期高齢者医療	66,242	66,029	213	200	13
	簡易水道事業	170,802	170,802	0	0	0
	公共下水道事業	251,827	251,827	0	0	0
	介護保険サービス事業	64,404	48,033	16,371	0	16,371
合計	4,332,208	4,219,291	112,917	33,681	79,236	

後期高齢者医療制度のお知らせ

～障害認定申請について～

①	障害基礎年金1、2級を受給している方 ※国民年金以外の障害年金受給者は個別にお問合せください
②	身体障害者手帳1、2、3級をお持ちの方
③	身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
	・音声障害
	・言語障害
	・下肢障害4級1号(両下肢の全の指を欠くもの) ・下肢障害4級2号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの) ・下肢障害4級3号(一下肢の機能の著しい障害)
④	精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方
⑤	療育手帳A(重度)をお持ちの方

一定の障がいとは

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に入することができます。

脱退手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問合せください。

申請及びお問合せ

申請は、お住まいの市(区)町村担当課窓口で受け付けています。詳しくは古平町役場民生課健康保険係へお問合せください。

◇お問合せ先

・北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011-290-5601
・役場 民生課 健康保険係
☎ 0135-42-2181
(内線39・57)

医療費受給者証の更新

現在お使いになられている重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限は9月30日までです。

○ 所得状況により負担区分が変更になりますので、前年中の所得判定をしたのち、新しい受給者証を9月末までに郵送いたします。(過去に手続きをされている世帯は、改めて更新の手続きの必要はありません)

○ 平成27年1月2日以降に転入された方がいる世帯は、前住所地での所得課税証明書を提出していただくこととなります。

○ 万一、10月になっても新しい受給者証が届かない場合は、恐れ入りますが左記の担当までご連絡願います。

なお、子ども医療費受給者証は有効期限が15歳又は18歳到達の年度末までとなっておりますので更新はありません。

◇お問合せ先

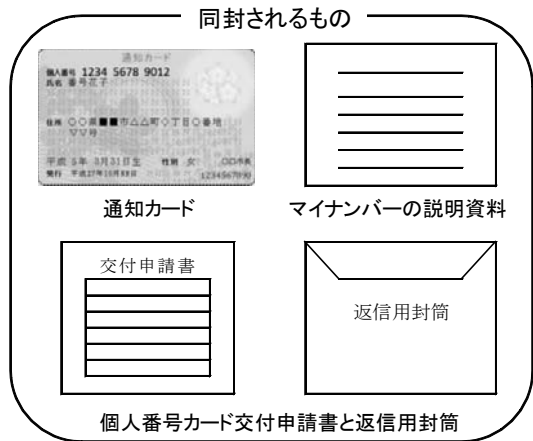
役場 民生課 健康保険係
☎ 42-2181 (内線39・57)

いよいよ、10月5日から マイナンバー制度が始まります

10月5日以降、通知カード
が各家庭に配布されます

マイナンバー（個人番号）制度が、
10月5日から施行されます。

始めに、国民の方々にマイナン
バーが書かれた通知カードが配布さ
れます。各家庭に届きましたら中身
を確認し、無くさないよう大切に保
管してください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

職場からマイナンバーの提示
を要求される場合があります

10月5日以降、職場からマイナン
バーの提示を要求される場合があり
ます。その時には、通知カードと運
転免許証などの身分証明書と共に提
示してください。

通知カードの記載内容に変更
がある場合は役場まで

通知カード受領後に引越しなどで
住所が変わるときには、住所変更手
続きの際に忘れず通知カードをお持ち
ください。このほかにも、通知カー
ドの記載内容に変更がある場合には
役場民生課戸籍年金係までご持参く
ださい。

希望する方は「個人番号
カード」が取得できます

希望する方には個人番号カードが
交付されますが、申請方法として、
通知カードに同封される交付申請書
のほかに、スマートフォン等でのW
EB申請も受け付けます。詳しくは同
封される説明資料をお読みください。

マイナンバーは大切に保管
してください

マイナンバーは、番号の漏えい
による不正利用の恐れがある場合を除
き、一生変更されません。通知カー
ドは大切に保管してください。通知
カードを紛失・盗難された際は、す
ぐ役場民生課戸籍年金係に申し出
てください。

また、マイナンバーは、法律で定
められた目的以外に、他人のマイナ
ナンバーを不正に入手したり、他人に
むやみに提供したりすると罰則の対
象となりますので注意してください。

国では、マイナンバーに関する最
新情報を提供しています。

○内閣官房マイナンバー（社会保
障・税番号制度）ホームページ

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/
bangoseido/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)

○マイナンバーコールセンター（有料）
☎0570-20-0178

※午前9時30分～午後5時30分

「通知カード」及び「個人番号カー
ド」に関するお問い合わせは、
役場民生課戸籍年金係へ

◇お問合せ先

役場 民生課 戸籍年金係

☎42-2181

平成27年国勢調査を
実施しています

国勢調査は、平成27年10月1日現
在、日本に住んでいるすべての人及
び世帯が対象です。

9月20日でインターネット回答の
受付期間が終了し、インターネット
で回答されなかった世帯には調査員
が紙の調査票を配布しています。紙
の調査票は、調査員に直接提出いた
だくか、郵送でも提出いただけます。

皆さんから提出していただいた調
査票の集計結果は、福祉施策や生活
環境整備、災害対策など、日本の未
来を創るために欠かせないさまざま
な分野で役立てられます。

皆さんのご協力をお願いいたしま
す。

※万一、調査票が届いていない場合
は、役場企画課広報統計係にご連
絡ください。

◇お問合せ先

役場 企画課

広報統計係

☎42-2181



「生ごみ処理機」で家庭の「生ごみ」の量を減らませんか？

「生ごみ処理機」で家庭の「生ごみ」の量を減らませんか？

生ごみ処理機を使うことにより、生ごみを乾燥させ、ごみの量を減らすことができます。

減量化にご協力いただける方が「家庭用生ごみ処理機」を購入される場合、役場では購入費用の一部を助成します。

◆助成対象となる機器

- ① 電動生ごみ処理機
(バイオ成熟型・乾燥式)

② 生ごみ堆肥化容器(2個セット)

◆助成金額
1台あたり消費税を含めた額の2分の1(ただし、限度額は4万円)

◆申請

- ・ 助成を希望される方は、機器購入前に申請を行ってください。
- ・ 現金で購入される方のみを対象となります。

◇お問合せ先

民生課 環境対策係
☎ 42-2181 (内線56)



生ごみ処理機のイメージ図

秋はヒグマに注意!!

○秋のヒグマ注意特別期間

9月5日(土)～11月3日(火)

○あなたが被害に遭わないために
・ 事前にヒグマの出没情報を確認する

- ・ 一人では野山に入らない
- ・ 野山では音を出しながら歩く
- ・ 薄暗いときには行動しない
- ・ フンや足跡を見たら引き返す
- ・ 食べ物やゴミは必ず持ち帰る

○今年度の古平町のヒグマ目撃情報

- ・ 4月17日 本陣地区、野村養殖場付近で足跡発見
- ・ 5月12日 浜町パークゴルフ場裏山でフン発見
- ・ 8月11日 カモイキ地区で足跡発見

秋になるとキノコ採り等で野山に入る機会が増えることが予想されます。キノコ採り等でヒグマに遭遇した方の2人に1人が死亡しています。野山に入る時は細心の注意を払ってください。

◇お問合せ先

後志総合振興局 環境生活課
☎ 0136-23-1354

役場 産業課 農政係

☎ 42-2181 (内線45)

登記に関するQ&A

「第7回「遺言の方式」」

4月号から連載でお知らせしている登記に関するQ&Aですが、第7回目は「遺言の方式」をご案内します。

Q 遺言書を作成しようと思います。遺言書には決まった方式があると聞いたのですが、どのようなものですか。

A 遺言書の代表的な方式としては、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

① 自筆証書遺言は、文字通り遺言者が遺言書の全文を自筆します。作成日付を入れ、押印も必要です。手軽で費用もかかりませんが、法律で定められた要件を満たしているか、内容が明確であるかなどの問題が生じる可能性があります。また、遺言者が亡くなったあと、家庭裁判所で「検認」を受けなければなりません。

② 公正証書遺言は、証人2人以上の立ち会いのもとで公証人に作成してもらうものです。作成の際には一定の手続が必要で費用もかかります。しかし、専門家である公証人に作成してもら

うので、内容や効力に問題が生じる可能性は低いと言えます。また、家庭裁判所の検認手続も不要です。

遺言書についてお困りの際は、司法書士又は公証役場にお気軽にお問い合わせください。

今回は、第8回「土地家屋調査士ってどんな人？」をテーマにご案内します。

ご不明な点は、札幌司法書士会または小樽公証役場までお問い合わせください。

◇お問合せ先

札幌法務局 小樽支局
☎ 0134-23-3012

ホームページ

<http://hokkaido.kyokai.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 小樽地区

☎ 0134-62-6734

ホームページ

<http://www.sihosyosi.or.jp/>

小樽公証役場

☎ 0134-22-4530

札幌土地家屋調査士会

☎ 011-271-4593

ホームページ

<http://www.saccho.com/>

「コープさっぽろ」と協定締結

高齢者のための地域の見守り活動に関する協定

宅配システム「トドック」などの事業を行っている生活協同組合コープさっぽろと古平町が、8月26日、「高齢者のための地域の見守り活動に関する協定」を締結しました。締結式は文化会館で行われ、コープさっぽろの中島則裕専務理事と本間順司町長が書面を取り交わしました。町内のトドック利用者は225名おり、そのうち76名、約34%が65歳以上となっています。

協定を締結したことにより、トドック配達の際に、郵便受けに新聞や郵便物がたまつたままになっていたり、何日間も夜になつても洗濯物が物干しにかかったままになっているなどの異変を発見した場合、配達員が町の担当者に通報、連携して対応し、高齢者の安否確認や緊急事態の対応を協力して行えるようになります。中島専務理事は「コープも地域のニーズを実現する取り組みを行っている。町や町民の役に立てればと思

います」とあいさつ。本間町長は、「町でも様々な取り組みを行っているが、さらに高齢者の見守りが充実した。大変ありがたい」と話していました。



町の発展に貢献した7人を表彰 開町記念日に表彰式が行われる



古平町選挙管理委員会委員として12年以上活躍されている斎藤睦子さんで、町長から表彰状と記念品が手渡されました。また功績者は社会貢献賞2人、産業貢献賞3人でそれぞれ記念の盾が手渡され、表彰に併せて町に多額に寄付をしてくれた方に対する感謝状の贈呈も行われました。功労者の2名は「何も特別なことをしてきたつもりはありませんが、またこれからも古平のために頑張りたいと思います」と話してくれました。

町の発展に寄与された功労者と功績者を表彰する「平成27年度古平町表彰式」が9月4日、文化会館で行われました。同表彰式は、開町100年目にあつた昭和43年に「古平町表彰条例」が制定された以後、毎年開町記念日にあたる9月4日に行われています。功労者は町議会議員として12年以上活躍されている工藤澄男さんと、

【功労者】

工藤澄男さん
斎藤睦子さん

【功績者】 社会貢献賞

若松正子さん

【功績者】 産業貢献賞

成田幸子さん
吉田裕さん
吉田馨さん
柏木謙一さん

お年寄りの健康と長寿を祝う

平成27年度敬老会に165人が参加



8月に100歳を迎えた小玉サヨさんには内閣総理大臣からの銀杯と表彰状、町からの記念品などが贈られました。

懇親会では、古平小5く6年生27人による町伝統のたらつり節踊りや正調越後盆踊り保存会による舞踊、老人クラブ南寿会による唄などが披露

露され、参加者は手拍子を打つなど楽しんでいました。



銀杯などを受け取る小玉サヨさん

9月9日、文化会館で長寿を祝うとともに町発展のために長年、尽力された方の労をねぎらうために敬老会を開催しました。昭和14年12月31日以前に生まれた数え年77歳以上745名が対象で、今年は165人が出席しました。

会では本間町長が「戦争や数々の災害などに耐え、町の振興・発展に尽力されてきたことにお礼申し上げます」とあいさつしました。紀寿・米寿・喜寿69人のうち代表4人に町長から特別記念品が贈呈され、今年

高齢者番付表

東 西

町内会	年齢	氏名	番付	氏名	年齢	町内会
沢江町	100	田澤正吉	横綱	小玉サヨ	100	浜三
旭町	99	加藤定光	張横	逸見ツネ	98	港町
浜五	98	高野富美	大関	若松ふじ糸	98	旭町
浜三	97	池内富美	張大	松井みね	97	浜三
旭町	96	渡邊静	関脇	中野あき	96	清住
丸山町	96	小林きみ糸	小結	成田キミ	96	浜五
港町	96	高橋ミナ	前頭	山口悦子	95	浜三
入船町	95	白岩シナ	前頭二	青木スワ	95	銀座
御崎町	95	外崎キヨ	前頭三	山本アイ	95	新地町
浜三	95	大堀イチ	前頭四	埜澤キミ	94	丸山町
浜五	94	大和田エイ	前頭五	高谷達雄	94	入船町
丸山町	94	山崎ヤナ	前頭六	鎌田ヤヘ	94	栄町
本町	94	白岩フミ	前頭七	大橋ユキ	94	丸山町
本町	94	山貝保	前頭八	近江愛子	94	沖町
旭町	93	高間フミ子	前頭九	北濱静子	93	旭町
港町	93	松尾はな子	前頭十	上田キヨ	93	丸山町
浜五	93	小野寺ハル	前頭十一	小野寺リツ	93	旭町
浜一	93	佐々木エキ	前頭十二	阿部愛	93	港町
沖町	93	米田姫子	前頭十三	中村ユキ	93	御崎町
旭町	93	阿部ヨシエ	前頭十四	茂野マツ	93	浜三
本町	93	久保田れい子	前頭十五	本間鈴江	92	本町
浜三	92	修理シヅエ	前頭十六	木村トミ	92	旭町
栄町	92	堀キヨミ	前頭十七	高野名静子	92	浜五
港町	92	堀勝治	前頭十八	本間君子	92	浜三
港町	92	横川幸男	前頭十九	柳沼儀雄	92	本町

※本番付表は平成27年9月9日現在に作成したものです
※年齢は満年齢



本間町長から米寿・喜寿の特別記念品を代表して受け取る4人。右から、辻光彦さん、福津英さん、首藤サチ子さん、三浦善二郎さん

8/17 (月)

「盆踊り大会」～古平町高齢者施設連絡協議会

町内にある高齢者関連の施設などが組織する古平町高齢者施設連絡協議会主催の「盆踊り大会」が、8月17日、地域福祉センター前駐車場で行われました。盆踊り大会は今年で3回目の開催で、古平正調越後盆踊り保存会による踊りや演奏の協力のもと、浴衣を着た参加者や様々な衣装で衣装をした参加者たちは、矢倉を囲んで楽しい時間を過ごしていました。

会場に飾られた提灯は福祉施設の入居者や利用者が作成したもので、提灯のデザイン賞や盆踊りのパフォーマンス賞の表彰も行われました。衣装をして参加しパフォーマンス賞を受賞した女性は「変わったことをしてみんなに楽しんでもらえたのでよかったです」と話してくれました。



8/28 (金)

「大勢の町民がビールや焼き鳥を楽しむ」～古平町商工会ビアガーデン

古平町商工会が主催する「納涼ビアガーデン in ふるびら」が8月28日、文化会館前駐車場で開かれました。

例年より1か月遅れの開催となりましたが、大勢の町民がビールや焼き鳥、おでんなどを味わいました。カラオケ大会のほか、今年は古平町のマスコットキャラクター「ふるっぴく」と子どもたちのじゃんけん大会も行われ、ビアガーデンの雰囲気盛り上げました。

商工会の梅野史朗会長は「例年より1か月遅れの開催となったが、たくさんの方が来てくれてよかった。ふるっぴくが参加して子どもたちにも楽しんでもらえた。これからもいろいろなイベントで町を盛り上げていきたい」と話してくれました。



9/4 (金)

「防犯教室で警察犬の訓練見学」～沢江町内会いきいき事業

9月4日、沢江町内会が、高齢者の閉じこもり防止や交流を図ることを目的に実施しているいきいき事業を開催しました。この事業は毎月、ふれあいセンターさわえで開かれており、今回は余市警察署の警察官による防犯教室や昼食会が行われ、およそ50人が参加しました。

防犯教室では警察官がお芝居で振り込め詐欺などについてわかりやすく説明しました。その後、余市町の警察犬指導手中岡善寛さんと警察犬でセラピー犬の資格も持つデリカが匂いで足跡を追跡し対象物を探す訓練など実際に行いました。

沢江町内会丹後会長は「今までと違う防犯教室で、みんな楽しんでいたのでよかった」と話してくれました。



国や道などからのお知らせ

【10月19日～25日は行政相談週間です】～国の行政等に関する相談をお寄せください～

- ・このような相談はありませんか。
- ・道路がでこぼこになっていて通行に支障がある
- ・道路標識が分かりづらい
- ・登記や社会保険について聞きたいことがある
- ・役所に相談したいがこの窓口に行けばよいかわからない
- 行政相談は、あなたと行政を結ぶパイプ役です
- 行政相談委員が、住民の皆さんからの行政に対する苦情や意見、要望等の相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守いたします。役所の仕事について納得いかないこと、困っていること、ご意見ご要望などがありましたら、お気軽に行政相談委員にご連絡ください。

古平町行政相談委員 大石英晋さん
住所 古平町大字浜町363番地
電話 42-2042

○函館行政評価分室でも常時相談を受付けています。行政苦情110番 ☎0570-090110 をご利用ください。

【家庭で暮らせない子どもの支援を必要としています】

様々な事情により家庭で暮らせない子どもたちは、全国で4万6千人います。こうした子どものうち、自分の家庭に迎え入れて育てる方を「里親」と言います。家庭環境が子どもへの養育に望ましいと言われるおり、ここ十数年で里親に委託されている子どもの数は2・6倍に増加しています。しかし、中央児童相談所管内（石狩・後志管内）では里親登録数が多い地域と少ない地域があるため、管内各地に里親が増えていくことが望まれています。

「里親」は特別な方しかなれないわけではなく、実際にはどこにもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。里親に委託する子どもは、年齢、委託期間が様々ですが、里親のお仕事の状況や家庭の事情、経験年数などを勘案し、里親にとって受け入れ可能な子どもを委託する方針です是非、里親として登録され、家庭で生活できない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

里親制度には、一般的な「養育里親」のほか、養子縁組限定の「養子縁組里親」、両親の死亡・失踪・拘留・入院等により祖父母等がお孫さんを養育するような「親族里親」もあります。

◇お問合せ先

北海道中央児童相談所 横堀
☎011-631-0301

【国民年金保険料「5年の後納制度」開始】

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されます。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは左記へお問合せください。

◇お問合せ先

・国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-011-050
・小樽年金事務所
☎0134-65-5002

【10月は「不正軽油防止強化月間」です】

不正軽油とは、軽油に灯油や重油などを混ぜた混和軽油や軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた製造軽油などをいいます。不正軽油をトラックなどの燃料用として販売又は使用すると軽油引取税の脱税行為となります。また、これらの不正軽油は、排気ガス中のPM（粒子状物質）やNOx（窒素酸化物）を増加させるため、大気汚染の原因となり自然環境に悪影響を及ぼします。

北海道では、10月を不正軽油防止強化月間とし、不正軽油を作らない・

売らない・買わない・使わないを合言葉に、不正軽油撲滅の取り組みを強化します。不正軽油に関する情報がありましたら左記までご連絡ください。

◇お問合せ先

・不正軽油110番（通話料無料）
☎0800-8002-110
・小樽道税事務所課税課
☎0134-23-9492

【各種自衛官等の募集】

○自衛官候補生（男子）を募集します。細部応募資格等についてはお問い合わせ下さい。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部 小樽地域事務所 ☎0134-22-552

【無料法律相談のご案内】

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○日時 10月21日（水）午後1時～
○場所 余市中央公民館3F
相談時間は1人、30分までで、事前予約が必要です。

◇お問合せ先

役場 民生課 福祉係
☎42-2181

ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。今月号は9月に誕生日を迎えた子どもです。



荒谷 れんと 漣音 ちゃん
 9月20日生
 保護者 紀彦さん 美貴さん
 (美貴さんより)
 元気で優しく育てほしい。

中学校用教科用図書の採択結果等の閲覧について

平成28年度から使用する中学校用教科用図書の採択について、北海道第4地区教科書採択教育委員会協議会（小樽市を除く後志管内19町村で構成）において決定しました。この採択に関する資料を閲覧することができますのでお知らせします。

なお、閲覧する際には、閲覧簿に閲覧日、氏名、住所等を記入していただきますのでご了承ください。

【閲覧期間】

平成27年9月1日から平成32年3月31日まで
 午前9時から午後5時まで
 （土・日及び祝日を除く）

【閲覧場所】

古平町教育委員会管理係
 （古平町文化会館内）

【閲覧資料】

- ① 協議会委員一覧
- ② 調査委員一覧
- ③ 調査研究報告書
- ④ 採択理由
- ⑤ 採択結果
- ⑥ 議事録

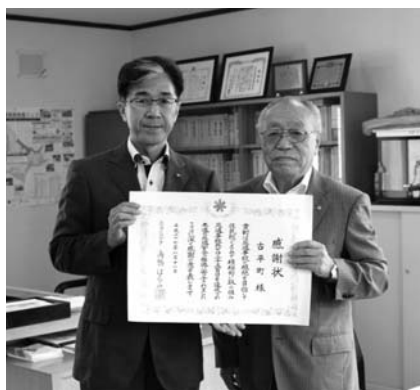
◇お問い合わせ先

古平町教育委員会 管理係
 ☎ 42-2590

交通事故死ゼロ3500日達成

8月10日に交通事故死ゼロ3500日を達成したことから、9月4日、北海道と北海道交通安全推進委員会より町の交通安全推進委員会に感謝状などが贈られました。町内の交通事故死は平成18年1月9日に国道のトンネル内で起きて以来、現在まで9年8か月起きていません。

伝達式は役場町長室で行われ、本間町長は後志総合振興局橋本局長より感謝状を受け取りました。



本間町長は「これからも町と町民が一体となって記録が伸びるように交通安全の推進に取り組んでいきたい」と話していました。

れい明の里町内会ボランティア清掃

8月22日、古平福祉会の知的障害者施設などで構成される「れい明の里町内会」が、浜町地区の墓地で枯れた花等を片付ける清掃ボランティアを行いました。

同ボランティアはお盆が過ぎたこの時期に毎年行っており、今年で33回目です。施設の利用者やその職員などおおよそ50人が参加し、燃やせるごみと燃やせないごみに分別しながら、1時間かけて拾いました。集めたごみは花やペットボトルなどが主でトラックに



墓地清掃の様子

山積みになりました。このほか、れい明の里町内会では春から夏にかけて歌棄海岸の清掃も定期的に行っています。

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

年ごとに空き家心えゆく侘ひしさ歯止めをかける手立ては無き方
 澄みきつた空にみごとなるうらぎ雲自然織り成す一枚の絵に 泉 清三
 朝露に潤ひ狭き庭畑の野菜やうやく生きくとなる 坂本 信子
 泣けよ泣け高校球児ら次は勝て関はりくれしに謝意忘る無く 鈴木 時子
 昨日け心蟬の鳴く声きこえ初む束の間の夏いかに過ぎむ 田中 香苗
 十年を試練に耐へ来し野球好きの孫の最後のユニホーム姿 寺田 カツ子

古平俳句会

新涼の浜風分けし船の音 若かりし母の写真や天の川
 朝顔の海見る窓に咲きにけり 仮の世を逝きし浄土の曇洗心
 渡辺 嘉之 仲谷 比呂子
 夕涼の林の奥に広がりぬ 高橋 重子
 苔清水道せばまりて草に入る
 風筋に吞まれし如く秋の潮 室谷 弘子
 裏表くり返しついで一葉かな



10月の休日当番病院

- ◇10月4日(日) よいち整形外科クリニック (☎48-5000)
 - ◇10月11日(日) よいちクリニック (☎21-4570)
 - ◇10月12日(月) 脳神経外科よいち港南クリニック (☎21-5566)
 - ◇10月18日(日) わたなべ内科医院 (☎22-3989)
 - ◇10月25日(日) 北郷耳鼻咽喉科医院 (☎23-5533)
- ※当番医の診療時間は9時～17時まで。
 ※夜間については余市協会病院で急に患に限り診療しております。
 診療時間 午後6時～翌日午前7時
 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科



ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

◎現金

50,500円
 フィッシュランドトロフィーフェスタ
 North Japan ジギングバトル
 2015 in 積丹
 実行委員長 阿部 孝治(余市町)

冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
大宮 利昭さん	83歳	8・13	港町
本間 亀雄さん	85歳	8・18	本陣町
瀬川 幸さん	87歳	8・19	沖町
外山 俊久さん	80歳	9・3	旭町

町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,328人	(-14)
男 1,583人	(-5)
女 1,745人	(-9)
世帯数 1,831世帯	(-8)
外国人 31人	(-2)
男 2人	(0)
女 31人	(0)

(平成27年8月末日現在住民基本台帳人口)

